

条例の水質試験項目等（条例第 11 条の 2 関係）（令和 4 年 4 月 1 日現在）

項目番号	項目名	第 1 項関係		第 2 項関係		第 3 項関係	
			項目		項目		項目
1	一般細菌	第五 条第二 項（小規模水道布設届【水源の水】）	●	第七 条第一 項（小規模水道の布設完成届【給水栓の水】）	●	第七 条第一 項（簡易専用水道、簡易専用小水道の布設完成届【給水栓の水】）	第十 一 条第二 項（簡易専用水道、簡易専用小水道及び小規模水道の休止に係る簡易給水施設等給水再開届【給水栓の水】）
2	大腸菌		●		●		
3	カドミウム及びその化合物		●				
4	水銀及びその化合物		●				
5	セレン及びその化合物		●				
6	鉛及びその化合物		●				
7	ヒ素及びその化合物		●				
8	六価クロム化合物		●				
9	亜硝酸態窒素		●		●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●		○※2		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●		●		
12	フッ素及びその化合物		●				
13	ホウ素及びその化合物		●				
14	四塩化炭素		●				
15	1,4-ジオキサン		●				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		●				
17	ジクロロメタン		●				
18	テトラクロロエチレン		●				
19	トリクロロエチレン		●				
20	ベンゼン		●				
21	塩素酸				●		
22	クロロ酢酸				●		
23	クロロホルム				●		
24	ジクロロ酢酸				●		
25	ジブロモクロロメタン				●		
26	臭素酸				●		
27	総トリハロメタン(22, 24, 28, 29 の和)				●		
28	トリクロロ酢酸				●		
29	ブロモジクロロメタン				●		
30	ブロモホルム				●		
31	ホルムアルデヒド				●		
32	亜鉛及びその化合物	●					
33	アルミニウム及びその化合物	●					
34	鉄及びその化合物	●					
35	銅及びその化合物	●					
36	ナトリウム及びその化合物	●					
37	マンガン及びその化合物	●					
38	塩化物イオン	●	●				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●					
40	蒸発残留物	●					
41	陰イオン界面活性剤	●					
42	ジェオスミン	●					
43	2-メチルイソボルネオール	●					
44	非イオン界面活性剤	●					
45	フェノール類	●					
46	有機物質（全有機炭素(TOC)の量）	●	●				
47	PH値	●	●				
48	味	●※1	●				
49	臭気	●	●				
50	色度	●	●				
51	濁度	●	●				
		39 項目		23 項目		11 項目	

※ 1, 2 については、各保健所等に相談してください。